

# 「労働契約」の基本的ルールを遵守し 個別労働関係の安定を図りましょう！

改正労働契約法（平成25年4月施行）により、同一の使用者ととの間で、有期労働契約が更新されて通算5年を超えた時は、労働者の申込みにより、期間を定めない労働契約（無期労働契約）に転換できるルール（無期転換ルール）が導入されています。

現在多くの有期契約労働者に期間を定めない労働契約への転換を申し込むことのできる権利（無期転換申込権）が発生していることから、無期転換ルールを知っておく必要があります。

「労働契約」を解説するセミナーや相談窓口(厚労省)が設置のホームページが6月20日オープンしていますのでご活用下さい。

<https://roukeiseminar.mhlw.go.jp/#form>

厚生労働省  
Ministry of Health, Labour and Welfare

令和7年度 厚生労働省委託事業  
適切な労務管理のための労働契約等に関するルールの定着に向けた周知・啓発事業

トップページ 参加申込型セミナー 講師派遣型セミナー 個別相談会 動画視聴・資料 ご相談・お申込み

ご存知ですか?  
みんなで学ぼう!  
労働契約の正しいルール

テキスト・  
受講料  
無料!

労働関係法令の基礎  
無期転換ルール  
副業・兼業の促進